

## 資金管理業務規程の変更について

### 1. 変更の要旨

財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)】第44条の規定による公益財団法人の認定を受けるため、平成21年11月13日付けで内閣総理大臣へ移行認定申請を行い、平成22年4月に公益財団法人の認定を受けることを目指しているところである。

よって、公益財団法人の認定を受けた場合は、本財団の名称変更等が行われることから、別紙新旧条文対照表のとおり資金管理業務規程の変更を行う。

### 2. 変更の内容

#### (1)本財団の名称の変更

本財団の名称を、「財団法人自動車リサイクル促進センター」から「公益財団法人自動車リサイクル促進センター」に変更する。

#### (2)本財団の代表者の名称の変更

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法」という。)において、法人の代表者として「代表理事」が規定されていることから、本財団の代表者の名称を「理事長」から「代表理事」に変更する。

#### (3)評議員会の同意等に係る規定の変更

一般法第90条第2項第1号及び第197条の規定により、法人の業務執行の決定は理事会の職務となることから、資金管理業務の事業計画書作成等について、評議員会の同意を得るとする規定又は評議員会へ報告されるところの規定を削除する。

#### (4)規程(資金管理業務規程を除く)に係る規定の変更

一般法第90条第2項第1号及び第197条の規定により、法人の業務執行の決定は理事会の職務となることから、倫理規程等の規程(資金管理業務規程を除く)は理事長が別に定めるとする規定を削除する。

(5)その他の変更

- ① 公益認定後、「情報公開規則」は「情報公開規程」として制定されることから、「情報公開規則」を「情報公開規程」に変更する。
- ② 一般法において規定されている順序に従い、「役員、評議員」を「評議員、役員」に変更する。
- ③ 現在、本財団の「調達規程」は「調達規則」に変更されていることから、「調達規程」を「調達規則」に変更する。

以上